



長野県報

11月12日(木)
平成27年
(2015年)
第2724号

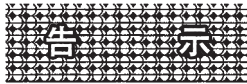
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課).....	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(4件)(産業政策課サービス産業振興室).....	5
争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課).....	11
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課).....	11
建設業法に基づく処分(建設政策課).....	12
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	13
建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課).....	13



長野県告示第508号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

(仮称)長野市農業研修センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県長野市松代町東寺尾字松原東地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

(仮称)長野市農業研修センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である長野市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

長野市の農業従事者数は農林業センサスによると平成22年が17,448人であり平成12年の31,925人に対し45.3%減少し、また、長野市農業委員会が平成26年に実施した調査では、農業後継者が未定又はいないとする農家が約80%となっている。一方、耕作放棄地面積は平成22年が1,634ヘクタールであり平成12年の1,282ヘクタールに対し352ヘクタール増加している状況となっている。

長野市は、農地は一度荒廃するとその回復が困難であるため、生産者の顔が見え安心できる農作物を将来にわたって安定的に供給するには、農地の遊休・荒廃化を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し有効利用を図っていくことが課題であるとし、平成23年度から給付金事業等により若手の就農者の確保に努めてきたが、給付金事業等の対象者は年々減少し、今後もその傾向が続くと予想されることから、今後は多様な人材を農業の担い手として育成を図る必要があるとしている。

本件事業は、農業の担い手となり得る定年退職を迎えた市民、移住者、企業を対象に実習を中心とする農業研修を行な

う場として農業研修センターを整備するものである。

本件事業の施行により、多様な人材を対象に専門的な実習を行い新たな農業の担い手として確保・育成することで、耕作放棄地の解消、良好な農地の保全、農村景観の形成、保水機能等の農業生産活動以外の多面的機能の向上が図られることが期待される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の南側に農地があるが、建設する建物は起業地北側に配置するため、日照への影響はないと認められる。起業地周辺には農地のほかLPガスステーション等の施設があるが、研修時の農業散布は手動ポンプを使用するとともに天候等で周辺へ飛散するおそれが想定される場合には飛散防止ネットを使用するため、農薬の飛散による周辺環境への影響はないと認められる。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地である松原遺跡群内に存在するが、事業の施行に当たっては長野市教育委員会と協議の上、必要に応じ保護を図ることとしている。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、農業研修を行なう際の立地の優劣等、社会的、技術的、経済的観点から選定された2つの候補地について総合的に検討した結果、本件事業の起業地が適切であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、長野市では農業従事者の減少及び耕作放棄地の増加が進んでいる状況であり、農作物を将来にわたって安定的に供給するため、農地を営農に適した良好な状態で確保し有効利用を図っていくことが課題となっている。そのため、多様な人材を対象に専門的な実習を行い耕作放棄地等における新たな農業の担い手として確保・育成する本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
長野市役所農林部農業政策課

地域振興課

長野県告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
中川村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯島都市計画下水道事業 中川村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年11月18日
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第510号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
小県郡長和町和田字赤倉山5126の2
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めなし。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第511号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳1241の3、1242
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第512号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合2069の37
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第513号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿智村伍和7565の136、7565の548から7565の550まで、

7565の552、7565の555

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第514号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町三岳4383の3から4383の5まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡北相木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び山ノ内町役場に備え置きます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
一ノ瀬	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域。	下高井郡山ノ内町	平穏	東館	7149番16	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年11月12日

長野県佐久建設事務所長 宮原 宣明

- 道路の種類 県道
- 路線名 峰ノ茶屋小諸線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市東雲4丁目4108番の2地先から小諸市東雲4丁目4081番の6地先まで	旧	5.0~10.3 m	0.2783 km
同上	新	6.6~13.3	0.2783

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日
平成27年11月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人元気お届け隊
- 代表者の氏名
長浦 とし子
- 主たる事務所の所在地
千曲市大字杭瀬下東沖78番地6
千曲市更埴庁舎入口信号角 ビル2F
- 定款に記載された目的